



## 松戸市中央消防署職員の懲戒処分について (金銭の窃盗)

令和6年5月10日付で行った懲戒処分について、報告します。

### 1 対象職員

松戸市中央消防署 主事 消防士長（消防隊員）  
27歳（平成8年11月生） 男性

### 2 処分内容

減給1か月（10分の1）

### 3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第3号  
（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）  
地方公務員法第33条  
（信用失墜行為の禁止）に該当

### 4 処分日

令和6年5月10日

### 5 事件発生年月日

令和6年1月8日

### 6 事件の概要

・公務外において、ボートレース場の券売機にあった自分の金銭ではない金銭を、届けることなく持ち去ろうとした。

・当該職員は、身柄の拘束（逮捕）はされず「窃盗罪の疑い」で刑事事件として捜査が進み、令和6年3月1日付、警察から上申書の作成と供述調書の完成をもって「窃盗罪」として、さいたま区検へ書類送検され、その後、令和6年3月22日、不起訴処分とされた。



やさシティ、まつど。  
matsudo

## 7 今後の対策について

現在、消防局ではコンプライアンスの研修は実施しておりますが、全ての職員がコンプライアンスを理解できるよう研修を行います。また、公務員倫理として公務員としてのあるべき姿について、職員への指導を徹底いたします。

## 8 消防局長（<sup>いちかわのりあき</sup>市川 敬章）のコメント

当該職員の行為は、公務員として人として本来あってはならず、市民の信用を著しく損なうものであり誠に遺憾であります。市民の皆様には心から深くお詫び申し上げます。今後、綱紀の粛正に努め、再発防止に向けて職員教育をはじめとする改善に取り組んでまいります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田1-4-5

松戸市消防局消防総務課

☎047-363-1116 FAX047-363-1121

✉ [mcfdfsoumu@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mcfdfsoumu@city.matsudo.chiba.jp)